◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２９８号（H27.　5. 8）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（５月１日～５月７日分）
（１）乗合バスの車内事故①
（２）乗合バスの車内事故②
（３）乗合バスと路面電車との接触事故
（４）法人タクシーの死傷事故①
（５）法人タクシーの死傷事故②
（６）トラックの正面衝突事故①
（７）トラックの正面衝突事故②
２．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
３．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
４．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
５．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
６．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
７．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
８．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
９．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１０．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１１．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１２．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１３．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

これにより、転倒した乗客１名が骨折の重傷を負い、他の乗客２名が軽傷を負った。
事故現場は、信号機のないＴ字路交差点で、バスが交差点を直進しようとしたところ、左側から右折のため乗用車が進入してきたとのこと。

（２）乗合バスの車内事故②
５月２日(土)午前１１時５０分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客１２名を乗せて運行中、バス停にて乗客が乗車し、車内後方へ移動中にバスを発車させたことから、この乗客１名が転倒し、骨折の重傷を負った。

（３）乗合バスと路面電車との接触事故
５月５日午後７時３０分頃、長崎県の国道交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１８名を乗せて運行中、バスが路面電車と接触した。
この事故により、バスの乗客３名が軽傷を負った。（路面電車の乗客２０名に負傷者なし。）
事故は、バスが後方からの路面電車の接近に気づかず右折を開始し、路面電車に気づいたバスの運転者が急ブレーキをかけたことにより、バスの乗客が転倒し、さらに、バスの右側後写鏡部と路面電車の左前部が接触したもの。

（４）法人タクシーの死傷事故①
５月６日(水)午前０時３６分頃、神奈川県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点手前の信号機のない横断歩道を横断中の歩行者１名をはねた。
この事故により、歩行者は病院へ搬送されたが死亡が確認された。

（５）法人タクシーの死傷事故②
５月７日（木）午前２時０分頃、神奈川県の国道（片側２車線）において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、他の車両にはねられた歩行者１名をさらにはねた。
この事故により、歩行者は死亡した。
事故は、横断禁止道路を横断していた歩行者が、第２車線を走行していた乗用車にはねられたことにより、第１車線に放り出され、第１車線を走行していた乗用車及び当該タクシーの合計３台にはねられたもの。

（６）トラックの正面衝突事故①
５月１日（金）午前２時５５分頃、岩手県の国道において、同県に営業所を置くトラック（当事者①）が運行中、センターラインを越えて対向車線に進入したことから、対向車線を走行してきたトラック（当事者②）と正面衝突した。
この事故により、当事者①及び②の運転者が死亡した。
事故は、トラック（当事者①）が緩やかな下り坂の右カーブ進入口付近でセンタ

ーラインを越えた模様。

（７）トラックの正面衝突事故②
５月３日（日）午後５時５分頃、鳥取県の国道において、岡山県に営業所を置くトラックが運行中、対向してきた軽乗用車と正面衝突した。
この事故により、軽乗用車の乗員２名が病院に搬送されたが、死亡した。
事故は、軽乗用車がセンターラインを越えた模様。

◇◇◇

所については、保有車両数が５両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

があります。
今般、４月１６日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。
◇◇◇

平成２５年度中の大型車（車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。
当該事故が２年連続で増加し、平成２５年度も前年度比約３割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆